

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和5年5月31日（水）午前9時30分～午前10時 5分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第15号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について
- (3) 議案第16号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (4) 議案第17号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (5) 議案第18号 農用地利用集積計画書（No. 180）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (6) 議案第19号 矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について

議 長	<p>それでは、ただ今から令和5年度第3回農業委員会総会を開催します。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、5番 三好委員と、6番 坪井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第14号から議案第19号の6議案です。</p>
議 長	<p>議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号7番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
4 番 委 員	<p>家庭菜園として利用されていた農地です。譲受人が今後もこのまま耕作されると思いますので、問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号7番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号7番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号8番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>譲受人は営農計画書のとおり、耕作されると思います。問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号8番につきまして、他に意見はありませんか。</p>

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
5 番委員	譲受人が耕作していた農地です。この度、所有権を移転します。問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
7 番委員	譲受人は空き家を購入して矢掛町へ移住し、その隣にある申請地で家庭菜園をしたいとのことです。問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>15</u> 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
	事案番号1番について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	貸出人が高齢のため耕作できないということで、近所の借受人に申請地を貸し出します。問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>16</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>2</u> 件議題 とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">事案番号4番の上高末2949番1, 2953番1については、農振農用地です。事案番号4番の上高末2952番, 事案番号5番については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。以前葉タバコの乾燥場であった建物が老朽化し、その解体をするための進入路として、農地転用します。解体が終われば農地に戻すと聞いています。被害防除計画書のとおり、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
8 番委員	現地を確認しました。申請人の自宅への進入路に転用します。被害防除計画書のとおり、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>17</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>4</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号6番から8番は、第1種農地ですが、農地法施行規則第35条の第1種農地の例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しますので、許可意見としております。</p> <p>事案番号9番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>6</u> 番から <u>8</u> 番につきましては、関連するため、一括審議します。 地元農業委員の意見ををお願いします。
1 番委員	現地を確認しました。露天資材置場への転用で問題ありませんが、南側に住宅があります。資材置場からの粉塵がやや気がかりですので、可能であれば、事務局から伝えてほしいと思います。
事 務 局	本件について許可処分がされた場合、申請者へ伝えます。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>6</u> 番から <u>8</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>6</u> 番から <u>8</u> 番につきましては、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。
議 長	事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、隣接農地への日照、通風等、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>18</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 180) (案) の決定に対する意見について、岸野委員、竹内委員、坪井委員、田邊委員、奥村委員、妹尾行恭委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、各委員の退席をお願いします。 (午前 9時 56分 各委員 退席) では、事務局から説明します。
事 務 局	議案第18号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。
	(計画の内容について説明)
議 長	議案第18号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、議案第18号について、「異議なし」と決定します。 (午前 10時 0分 各委員 復席)
議 長	議案第 <u>19</u> 号 矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について、 議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することとなっていますので、総会で決定していただく必要があります。</p> <p>別紙、「農業委員会等に関する法律」及び「矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」に従いまして、3月1日から3月31日まで、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を行いました。</p> <p>結果、推進委員につきまして、7名の方の推薦がありました。4月26日に候補者評価委員会を開催し、候補者について審査した結果、候補者7名全員を推進委員として適当と認めるとの意見をいただきました。</p> <p>「農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第10条で「農業委員会は、評価委員会の評価を受け、推進委員として選任する推進委員候補者を決定するものとする。」とあります。</p> <p>(候補者7名について資料により説明)</p> <p>なお、農業委員候補者につきましては、6月町議会で同意を得た上で、町長より任命していただく予定です。</p> <p>推進委員につきましても、本日決定いただきまして、新会長より辞令交付をしていただく予定としております。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。 議案第19号につきまして、意見はありますか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、候補者7名を農地利用最適化推進委員として決定することを議決します。
議 長	次に4. 各種報告について確認します。
議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。

川面地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) 農地改良届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(3) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(4) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号2番から4番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号5番、6番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(5) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
3番委員	小田地区について、確認しました。完了しています。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。